

第7回香南市農業委員会議事録（令和3年7月）

1. 開催日時 令和3年8月4日（水） 午後1時45分から午後2時48分
2. 開催場所 香我美市民館 1階大ホール
3. 出席委員（34人）
 - 農業委員（18人）

1番安岡洋光（会長職務代理）、2番加藤 明、3番藤村和明、4番石丸典男、5番松村一恵、6番溝渕洋介、7番矢野由美子、8番横田榮介、9番野島利英、10番井澤 傳、12番百田順一、13番岡村 彰、14番近森一夫、15番柳本 章、16番三浦輝之、17番西村政吉、18番久武恵一、19番恒石 巖（会長）
 - 農地利用最適化推進委員（16人）

1番乾 祐司、3番恒石 謙、4番小松正文、5番杉村敬介、6番高倉 享、8番松山好、9番宮崎誠二、10番小松達夫、11番村上信一郎、13番黒岩健志、14番岩川覚、15番山本 智、16番柳本佳洋、17番末久直樹、18番河崎勝實、19番久武光顯
4. 欠席委員
 - （農業委員）11番門脇芳充、
 - （推進委員）2番水田恭二、7番小松英介、12番野嶋由慎
5. 議事日程
 - （1）開 会（会長）
 - （2）議事録署名委員の指名 5番松村一恵 6番溝渕洋介
 - （3）議 事

議案第1号	農地法第3条の規定による許可申請について
議案第2号	非農地証明について
議案第3号	農地法第5条の規定による許可申請について
議案第4号	農地法第3条第2項第5号の規定による農地取得下限面積の設定について
議案第5号	農地法第18条の規定による合意解約について
議案第6号	農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画（案）の決定について
議案第7号	農地法第3条の3第1項の規定による届出について
その他の件	①農地あっせん申し出について ②農地パトロールについて
6. 委員以外の出席者 農業委員会事務局長 中邑 彰彦
農業委員会事務局主事 刈谷 弘法
7. 会議の概要

議長

ただ今から第7回香南市農業委員会を開催致します。
コロナ禍で賛否両論ある中、東京オリンピックが開催され、連日アスリート達の活躍が熱くなっています。自然界では土用明けの厳しい暑さが続いています。猛暑の中、早稲の稲田はすっかり黄金色になり刈り取りに忙しいことと思います。健康に留意して頑張ってください。本日は多忙のところ、ご出席ご苦勞様です。最初に本日の出席委員の報告を願います。

(開会 13時45分)

事務局

本日の出席委員は18名です。香南市農業委員会総会会議規則第8条の規定により、総会は成立していることをご報告いたします。
なお、欠席の連絡があったのは11番農業委員、2番、7番、12番推進委員です。

議長

次に本日の議事録署名委員を指名させていただきます。5番松村委員、6番溝渕委員を指名いたします。両委員さんよろしく申し上げます。
なお、本日も現地案件がございましたが、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、バス移動を自粛し中止することとしましたので、ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

議長

それでは、議案第1号農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。
事務局より説明を願います。

事務局

農地法第3条の規定による許可申請につきまして、受付番号28番の説明を致します。
申請地は野市町西野字トノ丸963番3、地目は田、面積1,155㎡です。
譲渡人、譲受人は議案書記載の方で、申請理由は売買です。また、お手元に配布しています調査書の内容どおり農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。
補足説明があれば6番農業委員さんお願いします。

6番

特にありません。

事務局

続きまして、受付番号29番の説明を致します。
申請地は野市町本村字ニノ屏998番6、地目は田、面積は776㎡です。譲渡人、譲受人は議案書記載の方で、申請理由は売買です。また、お手元に配布しています調査書の内容どおり農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。
補足説明があれば1番農業委員さんお願いします。

1番

現地説明の時には、贈与と聞いていましたが、確認をお願いします。

議長

休憩します

(休憩 1 3 時 4 9 分)

- 議長 再開します
(再開 1 3 時 5 2 分)
- 事務局 先程、申請理由は売買ということで説明しましたが、1 番委員さんの言う通り贈与の間違いでした。申し訳ありませんが訂正をお願いします。
- 1 番 今、説明があったとおり贈与ということで、譲受人は近隣でみかんを作っており、高齢ではありますが管理もできていますので問題ないと思います。
- 事務局 続きまして、受付番号 3 0 番の説明を致します。
申請地は野市町西野字ハノ丸 7 9 番 2 2 外 2 筆、地目は畑、面積は 7 3 3 m²です。譲渡人、譲受人は議案書記載の方で、申請理由は売買です。また、お手元に配布しています調査書の内容どおり農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。
補足説明があれば 5 番農業委員さんをお願いします。
- 5 番 前に太陽光発電で転用した残り地で、ゆずも現在作っているので問題ないと思います。
- 事務局 続きまして、受付番号 3 1 番の説明を致します。
申請地は香我美町徳王子字マハリ 3 4 2 0 番 1、地目は田、面積は 1,3 7 7 m²です。譲渡人、譲受人は議案書記載の方で、申請理由は売買です。また、お手元に配布しています調査書の内容どおり農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。
補足説明があれば 1 2 番農業委員さんをお願いします。
- 1 2 番 現地は耕作していなくて放棄地になっています。譲受人が隣地を耕作していますので問題ないと思います。
- 事務局 続きまして、受付番号 3 2 番の説明を致します。
申請地は香我美町下分字フタマタ 1 3 1 7 番外 1 筆、地目は畑、面積は 8 8 9 m²です。譲渡人、譲受人は議案書記載の方で、申請理由は売買です。また、お手元に配布しています調査書の内容どおり農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。
補足説明があれば 1 4 番農業委員さんをお願いします。
- 1 4 番 譲受人はみかんを作っています。すぐ近くであり問題ないと思います。
- 議長 事務局の説明が終わりましたが、何か質問はございませんか。
- 議長 ないようでしたら、採決に入ります。農地法第 3 条 5 件許可に賛成の方は挙手願います。

議長 続きまして、議案第2号非農地証明についてを議題といたします。
農業委員会等に関する法律第31条（議事参与の制限）により、25番の案件
について先に審議します。4番農業委員は退席をしてください。

議長 それでは、事務局より説明願います。

事務局 いつもと5条申請との関係がありまして順番が違いますが、非農地証明の説明
をいたします。
議案書は飛びますが、10、11ページをご覧ください。
はじめに受付番号25番の説明を致します。
申請地は、野市町下井字ラノ丸642番、地目は畑、面積は340㎡です。
位置図は22ページ、現況写真は12ページをご覧ください。
申請地は昭和35年に農作業場を建築しており、その後さらに農作業場および
車庫を建築して現在も使用しております。
補足説明があれば3番農業委員さんお願いします。

3番 事務局の説明どおりで問題ありません。

議長 事務局の説明が終わりましたが、何か質問はございませんか。
(なしの声あり)

議長 ないようでしたら、非農地証明25番採決にはいります。
非農地証明1件、許可に同意される方は挙手願います。

議長 全員挙手により、許可に同意ということに決定を致します。
4番委員に入室するよう言ってください。

議長 引き続き、残りの案件について、事務局より説明願います。

事務局 続きまして受付番号23番の説明を致します。
申請地は、香我美町徳王子字野分3052番3、地目は田、面積は29㎡です。
位置図は20ページ、現況写真は9ページをご覧ください。
申請地は平成7年頃から自宅への進入路として使用しており、現在に至ります。
補足説明があれば12番農業委員さんお願いします。

12番 問題ありません。

事務局 続きまして受付番号24番の説明を致します。
申請地は、夜須町細川字サコガナロ276番外3筆、地目は田および畑、面積
は合計で939㎡です。
位置図は21ページ、現況写真は10ページと11ページをご覧ください。
申請地は平成4年に相続して以来、高齢のため耕作等ができなくなり、現況が
山林・原野化して現在にいたります。
補足説明があれば10番農業委員さんお願いします。

10番 現況写真の11ページを見ていただきたいのですが、396番は写真で見ると草がなくなったらどうかというように映っていますけど進入路が狭いという事と地域の現状を加味した中では非農地もやむなしかなという判断です。写真だけの状況であれば農地への復元もできるのではとは思いますが、先程の理由により非農地として扱ってはどうかと思います。

事務局 続きまして受付番号26番の説明を致します。
申請地は、香我美町徳王子字胡蝶2668番 外1筆、地目は畑、面積は62㎡です。
位置図は23ページ、現況写真は13ページをご覧ください。
申請地は平成10年頃より、人手不足等により耕作を放棄し、竹林の生育する状態となって現在に至ります。
補足説明があれば12番農業委員さんお願いします。

12番 写真のとおり山林と一体化しており問題ないと思います。

事務局 続きまして受付番号27番の説明を致します。
申請地は、野市町西野字ニノ丸415番2、地目は畑、面積は280㎡です。
位置図は24ページ、現況写真は14ページをご覧ください。
申請地は平成11年5月28日に住宅が建てられて宅地化し現在に至ります。
補足説明があれば5番農業委員さんお願いします。

5番 説明どおりで問題ないと思います。

議長 事務局の説明が終わりましたが、何か質問はございませんか。
(なしの声あり)

議長 ないようでしたら採決に入ります。
非農地証明4件、許可に同意される方は挙手願います。

議長 全員挙手により、許可に同意ということに決定を致します。

議長 続きまして、議案第3号農地法第5条の規程による許可申請についてを議題といたします。
事務局より説明を願います。

事務局 農地法第5条の規定による許可申請につきまして受付番号30番の説明を致します。
申請地は、野市町西野字ハノ丸176番34外1筆、地目は畑、合計面積は282㎡です。
位置図及び配置図は1ページから3ページ、現況写真は1ページをご覧ください。
申請地は青少年センターの西約100mに位置し、借人が自己住宅を建築するものです。
周囲の状況は、東は県道を挟み宅地、西は貸人所有の田、南は宅地、北は赤線

を挟み宅地です。

農地の区分としては、「甲種、第1種、第3種のいずれの要件にも該当しない農地」で、その他の第2種農地に該当すると判断します。

造成につきましては、30センチの盛土をおこなう計画です。

排水につきましては、生活雑排水は合併浄化槽で処理後、東側の県道側溝へ排水し、雨水も同様に東側の県道側溝へ排水します。

排水に関しては、県道管理者である高知県中央東土木事務所より排水同意を得ており、県道側溝への排水管接続についても許可済みです。

なお、県道への進入口設置については高知県中央東土木事務所と協議済みです。補足説明があれば6番農業委員さんお願いします。

6番 特に問題ないと思います。

事務局 続きまして、受付番号31番の説明を致します。

申請地は、野市町西野字ルノ丸1749番1、地目は田、面積は1,205㎡です。

位置図及び配置図は4ページから8ページ、現況写真は2ページと3ページをご覧ください。

申請地は、ポリテクカレッジ高知の南東約230mに位置し、建築条件付宅地分譲5区画とするものです。

農地の区分としては、「のいち駅から850m以内にある農地」で、第2種農地に該当すると判断します。

周囲の状況は、北は宅地、東は赤線・青線を挟み宅地、南は香南市道を挟み同意のある田および宅地、西は宅地および1748番6の田ですが、この田は現況写真は3ページの写真③のとおり現況宅地であり営農への影響は無いと判断します。

造成につきましては、位置図及び配置図6ページと7ページの造成計画図のとおりで、表土を約20センチ剥ぎ取り、良質土による盛土を約61センチおこなう計画です。

排水につきましては、生活雑排水は合併浄化槽で処理後、位置図および配置図8ページの排水計画図のように、敷地内南側の新設排水路を経由して東側の青線へ排水し、雨水については区画毎に雨水浸透柵を2つ設置し、溢れる分は生活雑排水と同様に排水する計画です。

排水に関しては地元の同意を得ており、申請地内の新設側溝設置に伴う南側市道への工事については香南市建設課より承認済み、東側赤線へのグレーチング布設については香南市住宅管財課より許可済みです。

また、開発に関して、香南市土地環境保全条例については、本年8月2日に開催されました開発審査会でもこの計画で承認を得ており、今後、香南市と開発協定を交わす見込みです。

補足説明があれば4番農業委員さんお願いします。

4番 先程、事務局から報告があったとおり、写真2ページの申請地右も現在造成されて、それに連続しているという事で、問題ないと思います。

事務局 続きまして、受付番号32番の説明を致します。

申請地は、野市町西野字ニノ丸416番1、地目は田、面積は166㎡のうち100.89㎡です。

位置図及び配置図は9ページと10ページ、現況写真は4ページと5ページをご覧ください。

申請地は県立青少年センターの東門から南へ約70mに位置し、南側に隣接する譲受人の自宅用の駐車場を設置するものです。譲受人は現在の南側自宅にある駐車スペースを趣味の陶芸作業場および陶芸窯の設置場所として使用することとし、それに伴い駐車スペースが無くなることから、申請地を転用する計画となりました。

周囲の状況は、北は申請地の残地である譲渡人所有の畑、さらにその北は赤線を挟み譲渡人の自宅である宅地および現況が宅地である415番2の畑ですが、この畑については、先ほど非農地証明の27番で承認いただいた土地です。

東は、申請地の残地である譲渡人所有の畑を挟み同意のある田、西は市道を挟み宅地、県立青少年センター敷地です。南は宅地および416番3の登記地目畑ですが、この畑については現況写真5ページの写真③のとおり現況が水路であり営農への影響はないと判断します。

農地の区分としては、10ha以上の集団農地で第1種農地に該当しますが、農地法施行規則第33条第1項第4号の「集落に接続して設置されるもの」に該当し、不許可の例外に当たると判断します。

造成につきましては、進入路である西側市道との高低差を解消するため、進入口から申請地側へ5メートルまでは27センチの嵩上げを行い砕石敷きとし、その他は現況高さで土のまま整地します。

排水につきましては、駐車場ですので生活雑排水の発生はなく、雨水は全て自然浸透の計画です。

進入口である西側市道との間には側溝もなく、新たな工事も発生しません。

補足説明があれば5番農業委員さんお願いします。

5番 事務局の説明どおりで問題ないと思います。

事務局 続きまして、受付番号33番の説明を致します。

申請地は、野市町下井字ラノ丸520番1、地目は田、登記面積は2,156㎡、実測面積は2,280.67㎡のうち1393.77㎡です。

位置図及び配置図は11ページ・12ページ、および15ページから17ページ、現況写真は6ページと7ページをご覧ください。

申請地は、ポリテクカレッジ高知の南約200mに位置し、集合住宅2棟の建築をするものです。

ただし、後でご説明する受付番号34番と合わせて、位置図及び配置図の11ページと13ページのそれぞれ上段の地図のとおり、1筆の農地を、それぞれ別の譲受人が長屋住宅用地として転用する計画であり、その内の東側が本件にあたります。なお、本件と受付番号34番の申請地を合わせた面積は2,280.67㎡であり、香南市土地環境保全条例に係る開発に該当するため、本件の譲受人と受付番号34番の譲受人との連名で香南市土地環境保全条例の申請を行っております。

周囲の状況は、東は香南市道を挟み同意のある田、西は同意のある田、南は河川、下井川と道路を挟み宅地および公園、北は香南市道を挟み同意のある田です。

農地の区分としては、「のいち駅から850m以内にある農地」で第2種農地に該当すると判断します。

造成につきましては、本件と受付番号34を合わせた開発地全体の図面を位置図及び配置図15ページと16ページに載せております。

開発地内東側の本件については約94センチ盛土をして整地し、敷地内通路、露天駐車場敷地はアスファルト舗装とする計画です。

排水につきましては、本件と受付番号34を合わせた開発地全体で見ると位置図及び配置図17ページの排水計画図のとおり、開発地全体で合計5箇所の雨水浸透柵を設置し、開発地内東側である本件の生活雑排水は合併処理浄化槽で処理後、申請地東側の市道側溝へ排水し、開発地内西側である受付番号34の生活雑排水は合併処理浄化槽で処理後、南側の下井川へ排水します。雨水については図の色分けの内、開発地内南側に並んだピンク色・水色・緑色のエリアの雨水はそれぞれ南側の下井川へ排水し、それ以外の色のエリアは東側の市道側溝へ排水します。

排水に関しては地元の同意を得ております。

受付番号34番の申請と合わせて、東側市道側溝への排水管設置およびグレーチング設置については香南市建設課より許可済みです。南側の県管理河川である下井川への排水管設置については高知県中央東土木事務所より許可済みです。

なお、申請地北側の香南市道は建築基準法第42条第2項道路であり、幅員4mを確保するために申請地側へセットバックが発生します。

また、開発に関して、香南市土地環境保全条例については、本年8月2日に開催されました開発審査会でもこの計画で承認を得ており、今後、香南市と開発協定を交わす見込みです。

続けて、受付番号34番をご説明します。

申請地は、野市町下井字ラノ丸520番1、地目は田、登記面積は2,156㎡、実測面積は2,280.67㎡のうち886.88㎡です。

位置図及び配置図は13ページ・14ページ、および先ほどと同じ15ページから17ページ、現況写真も先ほどと同じ6ページと7ページです。

申請地は、先ほどご説明した受付番号33番のすぐ西隣りであり、集合住宅1棟の建築をするものです。

周囲の状況と農地区分も受付番号33番と同様です。

造成につきましても、受付番号33番と合わせた開発地全体の図面は位置図及び配置図15ページと16ページのとおりで、開発地内西側の本件については約78センチ盛土をして整地し、敷地内通路、露天駐車場敷地はアスファルト舗装とする計画です。

排水についても受付番号33番でご説明したとおりで、排水に関しては地元の同意を得ております。

受付番号33番でご説明しましたとおり、東側市道側溝への排水管設置およびグレーチング設置については香南市建設課より許可済みですが、雨水排水の一部が受付番号33番の敷地内水路を経由することについては、受付番号33番の譲受人より承諾済みです。

南側の県管理河川への排水管設置についても高知県中央東土木事務所より許可済みです。

受付番号33番と同様に、申請地北側の香南市道は建築基準法第42条第2項道路であり、幅員4mを確保するために申請地側へセットバックが発生します。

香南市土地環境保全条例についても受付番号33番と合わせて、本年8月2日に開催されました開発審査会で、この計画で承認を得ており、今後、香南市と開発協定を交わす見込みです。

補足説明があれば4番農業委員さんお願いします

4番 事務局から説明がありました。この案件は一昨年農振の除外が出た案件で面積が広く2名の譲受人で集合住宅を申請してきたということで問題ないと思います。

事務局 続きまして、受付番号35番の説明を致します。
申請地は、野市町大谷字佐古田611番2、地目は田、面積は294㎡です。
位置図及び配置図は18ページと19ページ、現況写真は8ページをご覧ください。

申請地は野市総合体育館の北西約220mに位置し、譲受人が自己住宅を建築するものです。

周囲の状況は、東・西・南は譲渡人所有の田、北は香南市道を挟み宅地です。

農地の区分としては、「甲種、第1種、第3種のいずれの要件にも該当しない農地」で、その他の第2種農地に該当すると判断します。

造成につきましては、40センチの盛土をおこない、周囲をコンクリート擁壁で囲み、アルミフェンスを設置します。駐車スペース部分はコンクリート仕上げ、その他は砕石敷きで整地する計画です。

排水につきましては、生活雑排水は合併浄化槽で処理後、北側の水路へ排水し、雨水も同様に北側水路へ排水します。

排水に関しては地元の同意を得ており、北側水路、市道側溝への浄化槽の排水管接続、と雨水排水管接続、および進入のための床版設置については香南市建設課より許可済みです。

補足説明があれば5番農業委員さんお願いします。

5番 事務局の説明どおりで問題ありません。

議長 事務局の説明が終わりました。何か質問はございませんか。

18番 建築条件付宅地分譲ですが、宅地を造成して何戸建てるという事は申請しなくてもいいのですか。

事務局 5区画で決まっています。

18番 5区画だけですか。

事務局 位置図5ページを見ていただいたらと思います。
建築条件付きというものを説明しますと、基本的にH31年までは許可をしていませんでした。これまでは、通常、建売分譲ということになり、譲受人の業者等が造成、区画整備をして建築をしてから家・土地で売買するというものでした。建築条件付きは、期間内に必ず提携した建築業者と契約をして家を建てますと確約をしたうえで土地の売買ができるというものです。

- 18番 地元の排水同意とありますが、面積が大きければ開発審査会や県の許可とかありますが、地元というのは何をさしていつていますか。どの範囲の事を言っているのですか。
- 事務局 地元の水利等の代表になります。申請地の地元水利ということです。
- 18番 距離は関係なく、その都度の判断という事。地元の考え方は。排水は何百メートルも流れています。
- 事務局 あくまでも、申請地の水利の代表になります。で、水利については田役協議会、水利組合といったものが存在するところや、ないところは農業委員が代表としているところもあります。距離とかではなく申請地です。
- 18番 それをやることによって、下にも影響が出ることに對して、何も規約等ないですかということですか。
- 事務局 以前から下の地区から意見は出ていますが、下までの話ではなく、あくまでも申請地の話です。ご意見があるのはわかりますが、開発にしても、その地区の地元の代表に同意をもらっているという事です。
- 17番 18番委員の言っていることもわかります。上で開発が進むと、それは全て下に来ます。そこの考えを何とかならないかという相談です。
- 事務局 これについては、何回も話が出ております。以前に農業委員会として、市に対して建議書を提出してはいう事で、まだ準備はできていませんが、そういう事も考えていますので、ご理解をお願いします。
- 17番 委員からこんな意見も出ています言ってもらえれば。
- 事務局 開発には、意見は伝えてあります。それもわかってはいますが、審議の段階では下まで見ることはできないので、申請地の地元の意見で審議しています。農業委員会としても意見書を作りましょうと話が出て、中身については精査が必要なのですが、事務局も考えていますので、ご理解を
- 17番 できるだけ早くお願いします。
- 議長 担当課へは話はするという事で、市長への意見書というのは実施していかないといけないと思います。
他にございませんか。
- 議長 ないようでしたら裁決にはいります。5条6件許可に同意される方は挙手願います。
- 議長 全員挙手により、許可に同意し意見書をつけまして、知事に送付いたします。

議長 続きます。議案第4号農地法第3条第2項第5号の規定による農地取得下限面積の設定についてを議題といたします。
事務局より説明をお願いします。

事務局 農地法第3条第2項第5号の規定による農地取得「下限面積」の設定について9番の説明いたします。農地付き空き家バンクの案件となります。議案書8ページ、9ページと現況写真15ページから16ページをご覧ください。

申請地は夜須町十ノ木字圓通南路374番2外2筆。地目は畑で面積は合計で657㎡です。

所有者は県外に在住しており、住んでいた独居の母親も亡くなったため、空き家バンクには登録し、宅地に隣接している農地も一緒に売買したいということでの申請です。

現地は一部には果樹等の木が植わっておりますが、維持管理のみで、草刈り等でも保全管理はされていますが、今後は耕作する見込みのない土地であります。

補足説明があれば19番農業委員さんお願いします。

19番 7月20日、午後1時半から推進委員と現地を確認しました。事務局の説明どおりで問題ないと思います。

議長 事務局の説明が終わりましたが、何か質問はございませんか。
(なしの声あり)

議長 ないようでしたらお諮りします。
農地法第3条第2項第5号の規定による農地取得下限面積の設定について1件、提案のとおり決定することに、ご異議ない方は挙手願います。

議長 全員挙手により、提案どおり決定いたします。

議長 続きます。議案第5号農地法第18条の規程による合意解約についてを議題といたします。
事務局より説明をお願いします。

事務局 農地法第18条の規定による合意解約について受付番号17番の説明を致します。

申請地は香我美町山北字タデ原2070番1外1筆、地目は田、面積は合計で1,652㎡です。賃貸人、賃借人は議案書記載の方です。解約理由は賃借人の都合による解約です。新しい耕作者は決まっております。

続きます。受付番号18番の説明を致します。

申請地は野市町深淵字本田1092番、地目は田、面積2,618㎡の内1,670㎡です。賃貸人、賃借人は議案書記載の方です。解約理由は賃借人の都合による解約です。新しい耕作者は決まっております。

続きます。受付番号19番の説明を致します。

申請地は野市町深淵字本田1091番、地目は田、面積2,514㎡の内330㎡です。賃貸人、賃借人は議案書記載の方です。解約理由は賃借人の都合による

解約です。新しい耕作者は決まっております。なお、18、19番については、市の研修ハウスになります。

続きまして、受付番号20番の説明を致します。

申請地は野市町西野字ヨノ丸2435番1、地目は田、面積1,257㎡です。賃貸人、賃借人は議案書記載の方です。解約理由は賃貸人の都合による解約です。新しい耕作者は決まっております。

議長 事務局の説明が終わりました。何か質問はございませんか。

議長 ないようでしたら、お諮りいたします。
農地法第18条による合意解約について4件、ご異議ございませんか。
(異議なしの声)

議長 異議なしということで、申請どおり許可に決定いたします。

議長 議案書案件を終わりにして承認案件ですが、全員書類の方は見ていただいたでしょうか。見ていない方は確認していただくようお願いします。

全員、確認していただいたでしょうか。

それでは、お諮りいたします。議案第6号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画(案)の決定について、利用権の設定23件、中間管理事業による所有権の移転3件、ご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認め、承認することとします。

議長 議案第7号農地法第3条の3第1項の規定による届出について6件ご異議ございませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認め受理することとします。

議長 承認案件を終わりにして、その他の件について①農地のあっせん申し出について売渡し2件、売渡し・貸付1件、事務局より説明願います。

事務局 売渡が2件、売渡及び貸付が1件でしております。売渡の希望は野市町土居地区2件、売渡及び貸付の希望は野市町中ノ村地区です。あっせんについて情報がありましたら、事務局までご連絡をお願いします。

議長 説明が終わりました。この件について発言のある方はお願いします。

議長 ないようですので、ご異議ございませんか。

議長 異議なしと認め決定いたします。

議長 続きまして、農地パトロールについて説明願います。

事務局

本年度の農地パトロールについて説明いたします。

9月から農地パトロールが始まります。よろしくお願いいたします。

まずお手元に配布させていただいております資料をご確認ください。委嘱状、同意書、農地パトロール調査区分の考え方、調査員割当表、農地パトロールタブレット割当表、名札、地図をお配りしています。

つぎに、農地パトロールの日程ですが、9月1日～30日で予定しております。パトロールの地区は全部で21地区になります。各地区の調査日程につきましては農地パトロールタブレット割当表をご覧ください。各地区2日程組んでおりますので、都合の良い日を連絡してください。割当以外で、空いている日に入れたい場合があれば連絡ください。調整します。集合時間、集合場所についても初めての方も何人かおりますが、わかっている方が多いと思いますので、よろしくお願いいたします。質問がありましたが、野市町は細かく担当地区を分けていますが、農地パトロールの地区については例年通りで予定していますので、お願いします。パトロールには農業委員、推進委員、市の職員で、タブレットについては主に市の職員が操作しますが、委員さんで操作する方がいましたら、よろしくお願いいたします。担当地区を例年の様に回っていただき、地図とタブレットで調査をお願いします。地図には昨年度の調査結果が色塗りされております。新たな遊休農地がありましたら、タブレットに入力していくという事になります。写真も撮って貼り付けます。先程も言いましたが、基本的にはタブレットは職員が操作しますが、操作できる方は、積極的に操作してください。

班によっては委員の方が運転される場合があると思いますが、万一事故が発生した場合は農業委員会事務局までご連絡ください。パトロール中の事故については公務災害という取扱いになりますので、必ずご連絡をお願いいたします。同意書については日付、名前書いていただいて、できれば今日提出してください。調査が終わりましたら、事務局へ名札とタブレットの返却をお願いします。以上です。

議長

事務局から説明がありました。是非使いたいという方は事務局まで申し出てください。

事務局の説明が終わりました。この件について発言のある方はお願いします。

議長

ないようでしたら、以上、本日予定していました全ての案件につきまして、審議は終了しましたが、何か他にございませんか。

議長

ないようでしたら、以上で第7回の香南市農業委員会を終了したいと思います。どうもありがとうございました。

なお、次回の農業委員会は、9月2日（木）午後1時30分から、この場所で行いますので、よろしくお願いいたします。

（ 閉会 14時48分 ）

議事録署名人

議事録署名人

会 長